

広報きづがわ作成業務仕様書

木 津 川 市
マチオモイ部学研企画課

1 業務名

広報きづがわ作成業務

2 履行期間

契約締結日～平成32年3月31日

3 規格等

(1) 紙 面

A4判2色刷り（年間を通じて同色）、紙質は再生上質紙（古紙配合率は問わない）または同等の紙質・菊判38kg、ホッチキスによる中綴及び紙面右側2穴穿孔を施すこととする。

(2) 発行日

毎月1日（対象号…平成31年7月号～平成32年4月号）。発行回数は10回。

※納品期限は、発行日の前月の最終平日の前の平日（配布開始日）の5日前を原則とする。

(3) 印刷部数及びページ数

印刷部数は、31,700部、ページ数は1回あたり36ページとする。ただし、印刷部数及びページ数は、時宜により増減することができる。

- ・発行部数に増減が生じた場合

次の計算式による冊単価にて清算する。

$$(1 \text{ か月当たりの業務委託料} \div 31,700 \text{ 部}) \times \text{発行部数}$$

- ・ページ数に増減が生じた場合

次の計算式によるページ単価にて清算する。

$$(1 \text{ か月当たりの業務委託料} \div 36 \text{ ページ}) \times \text{ページ数}$$

- ・発行部数とページ数共に増減が生じた場合

$$1 \text{ か月当たりの業務委託料} \div (31,700 \text{ 部} \times 36 \text{ ページ})$$

= ページ単価

$$\text{ページ単価} \times \text{ページ数} \times \text{発行部数}$$

4 業務内容

広報きづがわの編集・原稿入力・印刷・梱包・納品を行う。

- (1) 編集（DTP編集により、デザイン・レイアウト・イラスト・グラフ・

表・画像の加工等を行う)

※原則的に、レイアウトについては、木津川市（以下、「発注者」という。）は、必要に応じてラフイメージの提示及び割り付け位置の指定のみを行うこととする。

※写真の使用枚数については無制限とする。

※同一記事について、2種類以上のレイアウト案作成を指示する場合があります。

(2) 原稿入力

発注者は、納品期限の3週間前までに原稿をワード・エクセル等により受注者に入稿し、写真（データまたはプリント）についても提供する。なお、入稿については、発注者の都合により変更することがある。受注者は、発注者の指示、または発注者が提示するラフイメージに従って原稿データの流し込み、デザイン、写真等の割り付けを行い、グラ刷りを作成するものとする。

(3) 校正

発注者による校正は、3回を原則とし、特集記事等については、4回の校正を行う場合もある。グラ刷りは、紙ベースまたはデータで発注者に提出するものとする。受注者は、発注者が指示した箇所の修正を行い、修正の指示や意図が不明な箇所については、発注者に逐次確認することとする。

(4) 校閲（内部校正）

受注者は、発注者が指示する校正の他に、内部校正をしなければならない。

- ① 誤字の訂正、脱字の挿入
- ② とき、ところ等、表記統一の明確な誤りの訂正
- ③ 紙面の美的校正

(5) 印刷・納品

発注者が指定する部数を印刷し、発注者が指定した場所にパレットにより納品することとする。

(6) 広報紙のDTPデータのPDF化

最終的に完成した広報紙のDTPデータをPDF化し、発注者に提出すること。また、作成したすべてのデータを発注者に引き渡すこととする。

なお、PDFについては、木津川市ホームページで公開するため、サイズ等に関しては、発注者の指示に従うこと。

(7) その他

編集工程について、やむを得ない理由で編集作業に支障をきたす場合等は、双方協議の上、変更できるものとする。

5 委託の条件

- (1) DTP編集に当たっては、専任のオペレーターを1名以上充てること。
- (2) 発注者からの校正指示（文字や色の変更・修正）等に対して、速やかに対応できる体制を執ること。また、急な原稿の差し替えが発生した場合にも、速やかに対応すること。
- (3) Faxによる校正は、行わないこととする。

6 納品期限・場所

納品期限は下表のとおりとし、納品場所については、発注者が指定する場所（木津川市内）とする。

号	納品期限（午前中）
平成31年 7月号	平成31年 6月20日（木）
〃 8月号	〃 7月23日（火）
〃 9月号	〃 8月22日（木）
〃 10月号	〃 9月19日（木）
〃 11月号	〃 10月23日（水）
〃 12月号	〃 11月21日（木）
平成32年 1月号	〃 12月19日（木）
〃 2月号	平成32年 1月23日（木）
〃 3月号	〃 2月20日（木）
〃 4月号	〃 3月23日（月）

※納品期限は、変更する場合があります。

7 著作権

成果品の著作（独占）権については、第三者が著作権を有する部分を除き、発注者に帰属するものとする。

8 その他

(1) 委託業務内容の変更

受注者は、発注者が委託業務内容を変更する必要があると認める時は、その協議に応じなければならない。また、受注者は、委託業務内容を変更する必要があると認められる時は、速やかに申し出るとともに発注者の指示を受けなければならない。

(2) その他、詳細については、発注者の指示による。

なお、この事項に定めのない事項については、発注者と協議すること。

以上